

会 議 録

会議の名称	令和4年第1回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和4年2月21日（月）	午後1時29分から 午後2時33分まで
開催場所	本庄市市民活動交流センター（はにぼんプラザ）活動室F	
出席者	被保険者代表	古杉 茂、森田 孝、新井 千奈美、小林 利江
	保険医又は保険薬剤師代表	関根 正幸、石原 博史、林 勇毅
	公益代表	広瀬 伸一、粂田 平一郎、小暮 純一、境野 広明、根岸 誠
	被用者保険等保険者代表	松村 康之、栗島 忠志
	市職員	丸山 仁（収納課長）
	事務局	岡野 美香（保健部長）、星野 政洋（保険課長）、齊藤 理恵（保険課長補佐兼国保係長）
欠席者	五十嵐 義雄（被保険者代表）、中村 哲哉、松本 直樹（以上保険医又は保険薬剤師代表）、加山 勤（被用者保険等保険者代表）	
議 題 （次 第）	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 新委員の紹介 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1） 会長の選任について （2） 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について （3） 令和3年度国民健康保険特別会計3月補正予算について （4） 令和4年度国民健康保険特別会計予算について （5） 第3期本庄市特定健康診査等実施計画中間評価について 5 その他 6 閉会 	
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料1-1 本庄市国民健康保険税条例新旧対照表 ・資料1-2 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入 ・資料2 令和3年度国民健康保険特別会計予算総括表（3月補正案） ・資料3 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算概要書（案） ・資料4 第3期本庄市特定健康診査等実施計画中間評価（案） ・本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿<当日配付> 	

その他特記事項	傍聴人：無
主 管 課	保健部保険課

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
副会長	2 あいさつ 【開会あいさつ】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	3 新委員の紹介 【新委員2人を紹介】
保険課長補佐	4 議事 【会長選任までの間、副会長が仮議長となる旨を説明】
仮議長	しばらくの間仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、次第4議事の(1)会長の選任についてですが、どなたか立候補あるいは御推薦を頂ければと思います。皆様、いかがでしょうか。
粂田委員	広瀬伸一委員を推薦したいと思います。
仮議長	広瀬委員を会長にという推薦がございました。 御意見や御質疑はございますか。 【特になし】 それでは、広瀬伸一委員に会長をお願いするという事でよろしいでしょうか。 【異議なし】 それでは、御異議なしと認め、広瀬伸一委員を会長に選任いたします。 以上をもちまして、仮議長としての任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
保険課長補佐	それでは、新たに会長に選任されました広瀬委員には、会長席に移動していただき、一言ごあいさつをお願いいたします。
広瀬委員	皆様方の互選によりまして、国民健康保険運営協議会の会長という大役を仰せつかることとなりました広瀬でございます。本庄市の国保の健全運営のために一生懸命務めてまいりたいと考えております。どうか委員の皆様には御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。
保険課長補佐	それでは、ここからは広瀬会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	ここからは、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 議事(2)「本庄市国民健康保険税条例の一部改正について」を、事務局

	より説明をお願いいたします。
保険課長	<p>それでは、議事（２）について御説明申し上げます。</p> <p>【資料１－１及び１－２に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>議事（２）について、皆様から御質疑等はございますでしょうか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、議事（２）については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（２）については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、議事（３）「令和３年度国民健康保険特別会計３月補正予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（３）について御説明申し上げます。</p> <p>【資料２に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
収納課長	<p>続きまして、令和３年度の現在までの保険税の収納状況について、収納課より御報告いたします。今回は、令和４年１月末現在の収納率を報告させていただきます。</p> <p>現年度課税分については、収納率は７５．７５パーセントとなり、前年同月との比較では０．７１ポイントのプラスでした。</p>
議長	すみません。そちらについては、資料はないのですか。
収納課長	<p>恐れ入ります。口頭で数字の説明のみとなります。</p> <p>また、滞納繰越分については、収納率は２４．５４パーセントとなり、前年同月との比較では２．４６ポイントのマイナスとなっております。</p> <p>なお、滞納繰越分は、県の国民健康保険保険給付費等交付金交付基準の中で、評価のポイントとして設定されている年間の収納率２２パーセント以上を１月末現在で上回ることができました。また、現年度課税分につきましても、同様に設定されております年間の収納率９３パーセント以上を達成できるように努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>収納課からは、以上です。</p>
議長	<p>議事（３）について、皆様から御質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、私から一点だけよろしいでしょうか。</p> <p>歳出のところで、財政調整基金の積立てが当初予算では１，０００円で、それが８，２１０万８，０００円の積立てができることになると思うのですが、これはどんなことが要因でしょうか。これだけ積立てできるということ</p>

	は、それなりの努力があったのかなと思いますが、いかがでしょうか。
保険課長	<p>積立金が増加した理由についてでございますが、令和2年度からの繰越金が多かったことが理由と考えております。</p> <p>前年度繰越金が多くなった理由は、令和2年度の決算状況が良好であったためでございます。内容としましては、歳入の重要な部分を占めております国保税の収納率が良かったということが挙げられると考えております。令和2年度の収納率は、令和元年度と比べて1.96ポイント、平成30年度と比べますと4.28ポイント上昇していきまして、国保事業費納付金の財源となる税収確保がしっかりとできたことと、そのほかに県からの保険給付費等特別交付金が見込みより多かったことや令和元年度からの繰越金が多かったことが歳入面の要因と考えております。</p> <p>また、歳出面では、埼玉県に納付する国保事業費納付金が、令和2年度は前年度と比べて1億600万円減少したことも要因ではないかと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事(3)について、ほかに御質疑等はございませんか。</p> <p>【特になし】</p> <p>特にないようですので、議事(3)については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事(3)については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、議事(4)「令和4年度国民健康保険特別会計予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険課長	<p>それでは、議事(4)について御説明申し上げます。</p> <p>【資料3に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	議事(4)について、皆様から御質疑等はございませんでしょうか。
松村委員	歳出の方で、保健事業費の特定健康診査等事業費ですが、令和3年度と比較して75.72パーセントとなっています。この要因としては、先ほどの説明にあったとおり、健診の受診率、受診者数が伸びないということで設定されたのでしょうか。
保険課長	特定健康診査等事業費の減についてですが、現在の受診率に合わせて予算を組んだものでございますが、受診率の向上については、今後努力してまいります。
松村委員	御存じだと思いますが、特定保健指導の率を上げるためには、どうしても特定健診の受診率を上げないとうまくいきません。医療費適正化の観点からも、受診率の向上のための取組をお願いします。あとは、もしも令和4年

	度が始まって受診者が増えるようであれば、補正予算を組まれるなどの対応をしていただきたいと思います。
保険課長	健康推進課と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。
議長	ほかに御質疑等はありませんか。
粂田委員	国保事業費納付金が今回4,200万円ほど増加だということですが、今までどの程度上昇しているのでしょうか。
保険課長	国保事業費納付金は、平成30年度の国保広域化によって始まったものでございます。推移についてでございますが、平成30年度が21億1,098万462円でございます。令和元年度が21億4,061万5,775円となっております、前年度と比べて2,963万5,313円の増となっております。2年度が20億3,463万5,007円でございます。元年度と比較しまして1億598万768円の減となっております。3年度が20億9,530万3,114円でございます。2年度と比較しまして6,066万8,107円の増となっております。そして、4年度が21億3,703万5,088円となっており、前年度と比較して4,173万1,974円の増となっております。
議長	議事(4)について、ほかに御質疑等はございますか。 【特になし】 特にないようですので、議事(4)については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。 【なし、の声】 御異議がありませんので、議事(4)については、原案のとおり決定しました。 それでは、議事(5)「第3期本庄市特定健康診査等実施計画中間評価について」を、事務局より説明をお願いいたします。
保険課長	それでは、議事(5)について御説明申し上げます。 【資料4に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	議事(5)について、皆様から御質疑等はありませんでしょうか。
粂田委員	対象の方には、現役でお勤めしている方も多いと思うのですが、その場合にこの38.3パーセントという目標値で良いのでしょうか。この中には会社等で受診されている方も含まれているのでしょうか。
保険課長	こちらは、国保加入者についての割合になっておりますので、社会保険に入っている方は含まれておりません。率は適正かということですが、第2期データヘルス計画の中で目標として設定したものでございますので、適正と考えております。
議長	議事(5)について、ほかに御質疑等はありませんか。

	<p>【特になし】</p> <p>特にないようですので、議事（５）については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（５）については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、皆さんの御協力を頂きまして本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>保険課長補佐</p>	<p>５ その他</p> <p>【事務局からの連絡（４点）】</p>
<p>保険課長</p>	<p>お手元に配付しました緑の封筒の中の資料を御覧ください。</p> <p>１点目は、国民健康保険に係る税制改正についてでございます。お手元の「国民健康保険税の課税限度額の見直し」とある資料を御覧ください。こちらは、令和４年度税制改正（厚生労働省関係）から抜粋したものでございます。</p> <p>厚生労働省は、令和４年度に、現在９９万円の国保税の課税限度額を１０２万円へと２年ぶりに引き上げる方針を示し、年度内に政令が改正される予定となっております。改正内容は、１の「大綱の概要」にありますように、保険税の基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額を６３万円から６５万円に、後期高齢者支援分の課税限度額を１９万円から２０万円にそれぞれ引き上げるものでございます。この改正により、今回据え置かれた介護納付金分１７万円と合わせ、課税限度額の総額が１０２万円となります。</p> <p>なお、保険税の均等割額と平等割額の世帯所得の区分に応じた７割、５割、２割軽減の判定所得の引上げについては、昨年引き続き見送られる予定となっております。</p> <p>今後の対応としましては、この政令の改正に伴い、本庄市国民健康保険税条例を改正する必要があります。改正される政令の施行日は、過去の引上げと同様に４月１日となることが見込まれるため、前回と同様に、専決処分での改正を予定しております。詳細につきましては、次回の運営協議会で御説明させていただきます。</p> <p>２点目は、新型コロナウイルス感染症関連の保険税の減免及び傷病手当金の支給の状況についてでございます。こちらは、前回の会議でも御説明申し上げましたが、昨年度に引き続き、国の財政支援の対象と同様の基準により実施しているものでございます。</p> <p>まず、保険税の減免ですが、新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な疾病を負った世帯、又は新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等の減少が見込まれ、見込まれる減少額が前年と比べ３０パーセント以上となるなどの一定の要件に該当する世帯の国民健康保険税を減免するものでございます。</p>

	<p>今年度の申請件数ですが、2月8日時点で61件となっております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇い止めなど会社側の都合により離職した方などで、雇用保険の失業給付を受けている場合に、申告により該当者の前年の給与所得を30パーセントに減額して保険税の計算を行う「非自発的失業者に係る軽減制度」の今年度の申請件数が、2月8日時点で117件となっております。</p> <p>次に、傷病手当金の支給ですが、給与等の支払を受けている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、勤務を休みやすい環境を整えるために支給するものでございます。</p> <p>今年度の申請件数ですが、2月8日時点で6件となっております。</p> <p>3点目は、はにぼんチャレンジの賞品交換についてでございます。お手元の「はにぼんチャレンジ2021賞品カタログ」を御覧ください。この1年間健康づくり活動を行って集めたポイントを賞品引換券と交換することができ、各窓口において3月22日まで実施しております。賞品引換券は、当初100ポイントで1枚、200ポイントで2枚と交換できることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりポイント対象事業の一部が中止となったことなどを考慮して、交換ポイント数を見直し、2枚と交換ができるポイント数を200から180としました。</p> <p>4点目は、各種冊子の配付についてでございます。国保連合会が発行した広報誌「埼玉の国保」316号及び317号を配付しました。御一読いただき、国保事業への理解をさらに深めていただきたいと思います。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
<p>保険課長補佐</p>	<p>ほかに委員の皆様から御質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>ほかにないようですので、これで次第5その他を終了いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>6 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

令和4年3月16日

会議録署名

会長

広瀬 伸一